

指定基準の遵守について

【障害福祉サービス事業等の運営において特に留意すべき事項】

- サービス契約
 - ・サービスの契約内容、契約支給量、その他の必要事項を、支給決定市町村に遅滞なく報告すること。
- 重要事項説明書
 - ・サービス提供内容や利用料、その他必要に応じて実費相当分の自己負担があることを、金額・根拠を提示するなどして、具体的に記載すること。
- 受給者証記載事項について
 - ・利用者に、障害福祉サービスを提供するときは、その内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載すること。
- サービス提供の記録
 - ・サービスを提供した際は、その提供日、内容その他必要な事項を記録し、支給決定障害者等からサービス提供についての確認を受けること。
(訪問系 サービス、日中系サービスについては、その都度行う)
- 介護給付費、訓練等給付費等の請求
 - ・サービス提供実績に基づいて適切に請求を行うこと。
 - ・サービス提供実績記録について、利用者から確認印をもらい、記録を管理すること。
 - ・加算の請求について、支援等の実施が条件となっている加算については、支援の内容等についての実施記録を作成すること。（欠席時対応加算、入院時特別支援加算）
- 介護給付費等の額に係る通知
 - ・法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。
- 個別支援計画
 - ・個別支援計画については、定期的に（少なくとも6ヶ月に1回以上）計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
 - ・個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付し、確認印をもらうこと。

- 工賃に関する通知（就労継続支援B型）
 - ・工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた工賃平均額を利用者に通知すること。
- 会計の区分
 - ・各事業所ごとに経理を区分し、事業の会計をその他の事業の会計とは区別すること。
- 運営規程
 - ・運営規程等に適切な法律及び条令の名称を記載すること。
- 定員の遵守
 - ・日中活動サービスにおいて、定員を超えた利用がある場合には、利用者数の管理および適正な報酬単価での請求を行うこと。
- 非常災害対策
 - ・非常時災害に備えるための定期的な避難、救出その他必要を適切に実施し、実施記録を作成すること。
 - ・消防・避難計画を定め、非常災害時の関係機関への通告及び連絡体制を整備すること。
- 揭示
 - ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関（訪問系サービスを除く）その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 権利擁護・虐待防止
 - ・運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めること。
 - ・利用者の権利擁護、虐待防止のため、責任者の設置や従業者に対する研修の実施など必要な体制の整備を行うこと。
- 秘密保持
 - ・他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。

暴力団排除規定の整備について

富山県では、社会福祉施設や介護サービス等について、暴力団が業務に介入することがないよう、社会福祉施設等の設備・運営基準等を定めた条例に暴力団排除規定を盛り込みます。

(平成 26 年 2 月県議会提案)

1 対象条例（障害福祉分野）

- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 等

2 排除する暴力団の範囲

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者
- (富山県暴力団排除条例第6条)

【公安委員会規則】

- ①暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の經營に参加させている者
- ②自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ③暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

3 規制の対象者

- (1) 設置者等（法人の場合は、役員を含む。）
 - (2) 施設長、管理者等（権限を代行し得る地位にある者※を含む。）
- ※サービス提供責任者、サービス管理責任者 等

4 施行時期（予定）

平成 26 年 7 月 1 日

（ただし、誓約書については、4月以降分から、新様式での提出にご協力願います。）

5 確認方法

- (1) 誓約書の提出（参考様式、別紙）
- (2) 実地指導時の名簿提出
→上記により提出いただいた内容を県警本部に照会

6 確認のタイミング

- ・事業所指定時
- ・対象者の変更届出受理時
- ・更新時（6年毎）
- ・実地指導時（1～3年毎）

7 条例違反が発覚した場合の手続き

障害者総合支援法、児童福祉法の手続きに従う。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

申請者	所在地 名 称
	代表者職氏名

印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定】（一部要約）

- 1 申請者が、都道府県の定める条例※で定める者でないとき。（※裏面参照）
- 2 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、富山県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、富山県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
(※)児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、第50条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第1項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 10 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前5年内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

(裏面に続く)

(参考)

「富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定

※指定障害者支援施設について、「富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、同様の規定あり

(申請者の要件)

第4条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2)暴力団員等がその事業活動を支配する法人

2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についての法第36条第3項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力固着等

(2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(暴力団員等の排除)

第43条の2 指定居宅介護事業者の役員及び指定居宅介護事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。※他のサービスもこれに準じる（以下 同じ）。

2. 指定屋主兼護養事業者は、その運営について、暴力団員等の支配を受けはてはならない。

本様式の表面と裏面は一体のものですので、提出にあたっては一枚の用紙の両面で印刷するか、又は割印を押印するなど、
　　・ 一体のものとして提出してください。

役員等名簿

申請者（法人）名

注 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

(参考様式 6)

児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

富山県知事 殿

申請者 所在地

名 称

代表者 住 所

氏 名

印

当法人（別紙に記載する役員等を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第21条の5の15第2項各号（同法第24条の9第2項において準用される場合を含む。）規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定】（一部要約）

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の18第1項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第21条の5の18第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者（以下「役員等」という。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者又は申請者の役員等がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
（※）障害者総合支援法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法
- 6 申請者が、第21条の5の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- 7 申請者の役員等が第21条の5の23第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、第21条の5の23第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第24条の14の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 前号に規定する期間内に第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者の役員等が同号の通知の日前60日以内に当該事業の廃止に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（裏面に続く）

(参考)

「富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定

（申請者の要件）

第4条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(以下この条及び第55条の2において「暴力団員等」と総称する。)がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

2 前項の規定にかかわらず、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についての法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(暴力団員等の排除)

第55条の2 指定児童発達支援事業者の役員及び指定児童発達支援事業所の管理者(管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員等であってはならない。

2 指定児童発達支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

「富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定第4条 法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。」

- (1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者(次号及び第52条の2において「暴力団員等」と総称する。)がある法人
(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

(暴力団員等の排除)

第52条の2 指定福祉型障害児入所施設の設置者の役員及び指定福祉型障害児入所施設の管理者(管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、暴力団員等であってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

本様式の表面と裏面は一体のものですので、提出にあたっては一枚の用紙の両面で印刷するか、又は割印を押印するなどし、一体のものとして提出してください。

(別紙)

役員等名簿

由讀者（法人）名（

注 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。

訪問系サービスの利用状況(都道府県別)

厚生労働省統計を基に作成

※ 1か月当たりのサービス利用者数(国保連データによる実績)

都道府県名	平成25年8月提供分						人口× (千人) H25.3.3 現在
	居宅介護 (人)	重度訪問介護 (人)	行動援助 (人)	重度障害者等 (人)	同行援助 (人)	計 (人)	
1 北海道	7,322	434	703	0	794	9,253	1,695,311
2 青森県	1,487	60	52	0	69	1,668	1,321,225
3 岩手県	1,100	36	10	0	50	1,196	1,310,440
4 宮城県	2,322	67	59	0	262	2,710	1,074,927
5 秋田県	635	25	3	0	38	701	965,446
6 山形県	874	36	25	0	70	1,005	864,942
7 福島県	1,712	71	58	0	236	2,077	1,024,838
8 茨城県	1,861	71	37	0	147	2,116	701,145
9 栃木県	1,591	18	46	4	222	1,881	935,533
10 群馬県	1,696	43	84	0	307	2,130	1,052,332
11 埼玉県	5,388	235	748	4	729	7,104	974,736
12 千葉県	4,901	173	196	0	766	6,036	967,737
13 東京都	12,913	1,729	451	0	2,919	18,012	13,400,008
14 神奈川県	9,437	304	426	0	1,207	11,374	125,222
15 新潟県	2,154	37	131	0	239	2,561	108,431
16 富山県	281	16	12	0	66	575	52,457
17 石川県	880	13	36	0	96	1,025	88,440
18 福井県	666	14	9	0	123	812	80,335
19 山梨県	839	57	89	0	70	1,055	864
20 長野県	2,172	29	368	15	176	2,760	2,166
21 岐阜県	1,398	25	80	0	185	1,688	2,103
22 静岡県	2,653	86	121	0	439	3,299	3,810
23 愛知県	8,457	1,156	571	1	846	11,031	7,463
24 三重県	1,652	31	31	0	213	1,927	1,872
25 滋賀県	2,175	108	283	0	185	2,751	1,420
26 京都府	4,204	283	414	0	749	5,650	2,588
27 大阪府	18,431	2,162	472	7	2,781	23,853	8,874
28 兵庫県	6,990	693	152	0	1,179	9,014	5,661
29 奈良県	2,009	105	590	0	262	2,966	1,406
30 和歌山県	1,765	56	55	0	186	2,062	1,017
31 鳥取県	824	21	49	0	64	958	589
32 島根県	1,076	14	26	0	43	1,159	714
33 岡山県	2,183	134	56	0	130	2,503	1,947
34 広島県	3,574	154	151	1	223	4,103	2,874
35 山口県	1,115	49	4	0	155	1,323	1,448
36 徳島県	1,544	27	103	0	232	1,906	786
37 香川県	1,099	39	30	0	182	1,350	1,011
38 愛媛県	1,890	70	57	0	512	2,529	1,441
39 高知県	800	12	6	0	95	913	756
40 福岡県	6,805	187	160	3	961	8,116	5,106
41 佐賀県	754	18	99	0	56	927	853
42 長崎県	1,832	90	45	0	215	2,182	1,428
43 熊本県	1,647	110	20	0	205	1,982	1,826
44 大分県	1,681	38	112	3	215	2,049	1,200
45 宮崎県	1,083	47	8	0	331	1,469	1,142
46 鹿児島県	1,539	108	78	0	230	1,955	1,702
47 沖縄県	1,952	161	93	0	347	2,553	1,438
全国計	141,563	9,452	7,409	383	19,807	178,269	128,381

※人口は、総務省HP「住民基本台帳人口数」による

新

福祉的プライベートブランド創出応援事業

1 平成 26 年度予算要求額

2,700 千円（県単）（内訳：補助金 2,500 千円、報償費 80 千円、事務費 120 千円）

2 概要

「第 2 期富山県工賃向上支援計画」（H24～H26）においては、自主製品の創出・改良の取組みを重点課題の 1 つとしているが、事業所においてその取組みを実現するための環境整備が必要とされている。

今回、自主製品の創出等を行う事業所に対して、備品購入費等の補助を行うことにより、自主製品の創出等が可能な環境を整え、工賃向上を実現しようとするもの。

選定された事業所は整備した備品等を活用して自主製品を創出し、年度末に開催する発表会で他の事業所等に紹介する。

3 補助対象法人

工賃向上計画を策定している就労継続支援 B 型事業所を運営している社会福祉法人等

4 補助対象経費

自主製品の創出、改良に用いる備品の購入費等

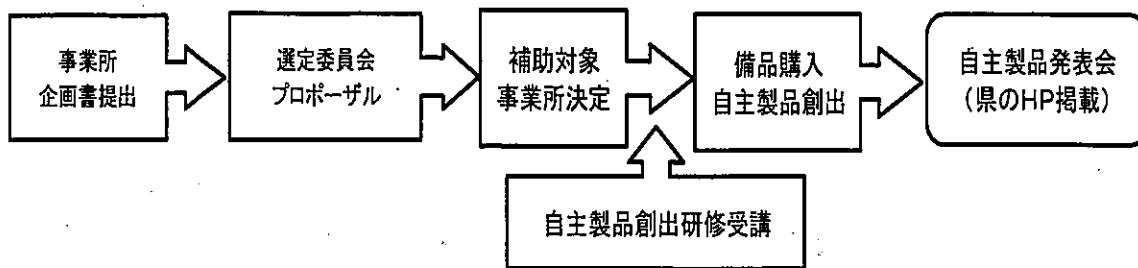
5 補助上限額及び補助率

- (1) 1 件あたり 500 千円
- (2) 県 1 / 2、法人 1 / 2

6 補助件数

5 件（予定）

7 事業の流れ（現時点のもの）



新

障害者就労支援事業所人材育成費（雇用創出基金「地域人づくり事業費」）

1 平成 26 年度予算要求額

9,675 千円（4箇所予定）（雇交 10/10）

2 概要

障害者就労支援事業所において、障害者福祉や障害者の就労支援等に関する若年者等の無業者 1名を有期雇用し、障害者就労支援に係る業務に従事させるとともに、障害福祉に関する研修を受講させることで、障害福祉に関する経験と知識を身につけさせ、当該無業者の就労支援事業所等への就業へつなげていくことを目的とする。

3 要求理由

障害者就労支援事業所は、障害者が一般就労へ移行するための訓練の場として、或いは障害者の福祉的就労の場として重要な役割を担っている。

地域で生活する障害者の増加に伴い、今後も事業所数の増加が見込まれることから、本事業を活用し、将来、これらの就労支援事業所の中核職員として支援業務を担っていくことができる有能な人材の養成を図るもの。

4 委託先

障害者就労支援事業所（就労移行、就労A、就労B）を運営する社会福祉法人等
※公募し審査のうえ、委託先を決定

5 雇用期間

契約締結時～平成 27 年 3月末

6 業務内容

障害者就労支援事業所における支援業務の補助等

なお、雇用期間中に障害福祉に関する研修を受講させ、知識の涵養を図る。

[支援業務の例]

一般就労へ向けた支援・指導、利用者への作業指導、自主製品の製作支援など

7 事業の効果

(ア) 若者の人材育成

(イ) 障害者就労支援事業所等における経験を積んだ人材の確保